

今回は「被保険者資格喪失届/70歳以上被用者不該当届」における留意点等についてご紹介します。

「被保険者資格喪失届/70歳以上被用者不該当届」は従業員の退職や死亡等により、健康保険および厚生年金保険の資格を喪失する者が生じた場合に、事実発生から5日以内に事業主が行うものです。以下にケースごとの留意点をまとめています。

### ケース1 被保険者が退職または亡くなった場合

(健康保険および厚生年金保険の資格喪失)

被保険者1	① 被保険者整理番号	1	② 氏名	ネンキン 太郎	③ 生年月日	昭和 9 年 8 月 0 4 日	退職の場合は「4. 退職等」に退職日、亡くなった場合は「5. 死亡」に死亡日を記入 ④ 退職等 (令和 8 年 3 月 31 日退職等) ⑤ 死亡 (令和 年 月 日死亡) ⑦ 75歳到達(健康保険のみ喪失) ⑨ 障害認定(健康保険のみ喪失) ⑪ 社会保障協定	
	④ 個人番号 (基礎年金番号)	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			⑤ 喪失年月日	令和 0 8 年 0 4 月 0 1 日		⑥ 喪失(不該当)原因
	⑦ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 2. 退職後の継続再雇用者の喪失			資格確認書回収	⑧ 70歳不該当 <input type="checkbox"/> 70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 令和 年 月 日		
	Check 退職日または死亡日の翌日を記入							

### ケース2 70歳以上被用者が退職または亡くなった場合

(健康保険の資格喪失および厚生年金保険70歳以上被用者の不該当)

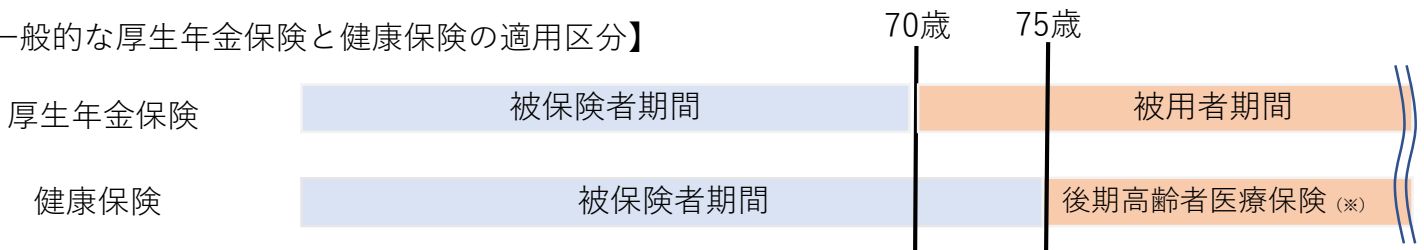
被保険者1	① 被保険者整理番号	2	② 氏名	コウネン 厚年 ハナコ 花子	③ 生年月日	昭和 2 9 年 1 0 月 0 0 日	④ 退職等 (令和 8 年 3 月 31 日退職等) ⑤ 死亡 (令和 年 月 日死亡) ⑦ 75歳到達(健康保険のみ喪失) ⑨ 障害認定(健康保険のみ喪失) ⑪ 社会保障協定	
	④ 個人番号 (基礎年金番号)	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8			⑤ 喪失年月日	令和 0 8 年 0 4 月 0 1 日		⑥ 喪失(不該当)原因
	⑦ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 2. 退職後の継続再雇用者の喪失			資格確認書回収	⑧ 70歳不該当 <input checked="" type="checkbox"/> 70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください) 不該当年月日 令和 0 8 年 0 3 月 3 1 日		
	Check 事実発生年月日と同日を記入 (退職日または死亡日と同日)							

(注) すでに後期高齢者医療保険の加入により健康保険の資格を喪失している方など70歳以上被用者不該当のみの届出の場合は、⑤喪失年月日の記入は不要です。

### (参考) 被保険者と厚生年金保険70歳以上被用者の違い

厚生年金保険は70歳まで加入する必要があります。厚生年金保険70歳以上被用者は適用事業所に使用される70歳以上の方で過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する方が該当します。なお、健康保険は後期高齢者医療保険に加入する時(通常は75歳)まで加入します。

#### 【一般的な厚生年金保険と健康保険の適用区分】



(※) 75歳未満の方であっても一定の要件を満たすと後期高齢者医療保険の被保険者となる場合があります。

